

貴事業所における耐災害性強化対策についてのチェックシート

事業所名	
事業所番号（10桁）	
施設区分	
所在都道府県	
所在市区町村	
事業所住所	
担当者お名前	
連絡先電話番号	
連絡先メールアドレス	

貴施設・事業所が行っている耐災害性強化対策及び今後の整備の意向について、それぞれ「回答」列のプルダウンリストから選択ください。

※プルダウンリストが機能しない場合、印刷範囲外にある「選択肢」欄から該当する回答をコピーして張り付けてください。

No.	質問項目	回答
耐震対策		
1	所在市区町村は南海トラフ地震防災対策推進地域指定市町村に該当しますか。	該当しない
2	貴施設は新耐震基準で建てられていますか。それとも旧耐震基準で建てられていますか。	
3	耐震診断を行いましたか。	
4	耐震診断の結果はどうだったか（総合評価）	
5	天井、照明等の非構造部材の落下防止対策等の措置を講じていますか。	
6	地盤の安全性を確認していますか。	
7	耐震化改修の整備意向はありますか。（ある場合は、具体的な時期を記載ください）	
ブロック塀対策 ※組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）と補強コンクリートブロック造で基準が異なる場合があるのでご注意ください。		
8	ブロック塀がありますか。	
9	ブロック塀は高すぎないか。	
10	厚さは十分か。	

11	控え壁がありますか。	
12	基礎がありますか。	
13	老朽化し亀裂が生じたり、傾き、ぐらつきなどが生じたりしていませんか。	
14	過去に内部点検を行いましたか。	
15	過去に内部点検を行った際に、基準が満たされていましたか。	
16	新たに内部点検を行ったうえで、基準が満たされていましたか。	
17	安全点検の結果、安全性に問題のあるブロック塀等の改修の整備意向はありますか。（ある場合は、具体的な時期を記載ください）	
水害対策（※19～25の区域の定義は最下段に記載の（参考）をご覧ください）		
18	ハザードマップを確認していますか。	
19	災害危険区域に該当するか	
20	土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域に該当するか	
21	急傾斜地崩壊危険区域に該当するか	
22	津波災害特別警戒区域及び津波災害特別警戒区域に該当するか	
23	浸水被害防止区域、都市洪水想定区域、都市浸水想定区域に該当するか	
24	浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水（内水）浸水想定区域、高潮浸水想定区域）に該当するか	
25	その他地域防災計画等で定める区域に該当するか	
26	止水板や土嚢等を用意していますか。	
27	開口部の防水扉が正常に開閉できるか	
28	排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置を行っていますか。	
29	垂直避難等に使用するエレベーターについて、想定される浸水深（高）以上の階にかごを移動させ運転を休止するための管制運転装置が備わっていますか。	
30	水害対策強化（水害発生時における避難・垂直避難の円滑な実施のために行う整備や浸水・土砂流入に伴う施設・設備等の被害を軽減するための整備等）のための整備意向はありますか。（ある場合は、具体的な時期を記載ください）	

非常用自家発電設備

31	電気及びガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況下においても、発災後3日間（72時間）以上の事業継続が可能な非常用自家発電設備がありますか。（備蓄燃料含む）。	
32	非常用自家発電設備は浸水被害や土砂災害の被害が生じない場所に設置されていますか。	
33	非常用自家発電設備の耐震性は確保されていますか。	
34	燃料を優先的に供給を受けるための契約又は協定がありますか。	
35	災害時に稼働させるべき設備の優先順位をつけていますか。	
36	非常用自家発電設備から供給される電力が室内のコンセント等に流れるように対応していますか。	
37	発災後3日間（72時間）以上の事業継続が可能な非常用自家発電設備の設置や更新のための整備意向はありますか。	
38	非常用自家発電設備の代替（ポータブル電源、EV車等）を用意していますか。	

(参考) 水害対策効果事業に記載されている区域

- (a) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条により指定された災害危険区域
- (b) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条により指定された土砂災害特別警戒区域及び同法第9条により指定された特別警戒区域
- (c) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条により指定された地すべり区域及び地すべり防止区域
- (d) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- (e) 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条により指定された津波災害警戒区域及び同法第72条により指定された津波災害特別警戒区域
- (f) 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条により指定された浸水被害防止区域並びに特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）附則第2条により、なお従前によるとされた都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域
- (g) 水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号に規定する浸水想定区域（同法第14条により指定された洪水浸水想定区域、同法第14条の2により指定された雨水出水浸水想定区域及び同法第14条の3により指定された高潮浸水想定区域をいう。）
- (h) その他、水害における被害の発生の危険性が認められると災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条により作成された地域防災計画等で定める区域